

港長公示第 8-104 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 26 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 7 月 3 日(金)19 時 20 分から花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（同日 20 時 40 分を予定）

2 区域（別図参照）

花火打上げ台船（北緯 35 度 37 分 54.51 秒 東経 139 度 46 分 5.70 秒）を中心とする半径 180m の円内海域

3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色塗灯浮標(黄色 4 秒 1 閃光)が 3 基設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺海域に警戒船 4 隻が配備される。

